

[翻訳] 物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive (EU) 2019/771)

その他のタイトル	[TRANSLATIONS] Directive (EU) 2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU) 2017 /2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC
著者	カライスコス アントニオス, 寺川 永, 馬場 圭太
雑誌名	ノモス = Nomos
巻	45
ページ	161-189
発行年	2019-12-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019938

〔翻 訳〕

物品の売買契約の一定の側面に関する 欧州議会及び理事会指令 (Directive (EU) 2019/771)

カライスコス アントニオス (訳)

寺川 永 (訳)

馬場 圭太 (訳)

2019年5月20日の物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令*

この指令は、規則 (EU)2017/2394及び指令2009/22/ECを修正し、指令1999/44/ECを廃止する。

(この文書は欧州経済地域に関わるものである。)

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特に第114条に基づき、
欧州委員会の提案に基づき、
国内議会に立法草案を伝達した後に、
欧州経済社会評議会の意見に基づき¹⁾、
通常立法手続に従い²⁾、
以下のような理由から、

(1) EUは、グローバル市場で競争力を維持するためには、域内市場の機能を改善し、現在ますます技術主導のものとなっている経済によって生じる複数の挑戦に適切に対応する必要がある。デジタル単一市場戦略は、デジタルの次元を域内市場に統合することを容易にするための包括的な枠組みを設ける。デジタル単一市場戦略の第1の柱は、国境を越えた電子商取引（これは、消費者に対する事業者の国境を越えた物品売買の最も重要な部分を成す。）の発展を妨げる主な障壁のすべてを視野に入れることによって、EU域内の取引の断片化に取り組む。

* Directive (EU)2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU)2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC (OJ L 136, 22.5.2019, p.28).

1) OJ C 264, 20.7.2016, p.57.

2) Position of the European Parliament of 26 March 2019 (not yet published in the Official Journal) and decision of the Council of 15 April 2019.

(2) 欧州連合機能条約 (TFEU) 第26条(1)及び(2)は、EUが、域内国境のない、物品及び役務の移動の自由が保障される区域から成る域内市場を設立し、又はその機能を確保するために、措置を採択すべきであることを定める。TFEU 第169条(1)及び第169条(2)(a)は、EUが、域内市場の完成の文脈において TFEU 第114条に従い採択される措置を通じて高水準の消費者保護に資すべきであることを定める。この指令は、補完性原則の遵守を確保しつつ、高水準の消費者保護の達成と、企業の競争力の強化との間の適切な均衡を得ることを目的とする。

(3) 特に中小企業 (「SMEs」) のために真のデジタル単一市場を達成し、法的確実性を促進し、取引コストを減少させるためには、高水準の消費者保護を基礎として、物品の売買契約に関する一定の側面を平準化する必要がある。

(4) 電子商取引は、域内市場における成長の主な動力である。しかし、その潜在的な成長力は、完全に活用されていると言うには程遠い。EUの競争力を強化し、成長を促すためには、EUは、迅速に行動し、域内市場によって提供されるポテンシャルが経済主体によって完全に解放されることを促進する必要がある。域内市場のポテンシャルは、すべての市場参加者が物品の売買 (電子商取引を含む。) に滞りなくアクセスできる場合のみに完全に解放することができる。市場参加者が取引を行う際の基礎となる契約法準則は、国境を越えて物品を提供するかどうかに関する事業判断を形成する主要素の1つである。また、そのような準則は、この種の購入を受け入れ、信頼することに関する消費者の意欲にも影響を及ぼす。

(5) 技術の進化は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを組み込み、又はこれと相互に接続された物品のための成長しつつある市場を導いた。そのような機器が増加し、消費者によるその取込みが急成長していることから、高水準の消費者保護の存在を確保し、そのような製品の売買契約に適用する準則に関する法的確実性を促進するために、EUレベルでの行動が必要である。法的確実性の促進は、消費者及び事業者の信頼を強化することに役立つ。

(6) 引渡しの条件並びに通信取引契約及び営業所外契約における契約締結前の情報に関する要求事項及び撤回権が既に欧州議会及び理事会指令2011/83/EU³⁾によって完全に平準化されたにもかかわらず、物品売買に適用されるEUの準則は、まだ断片化されたままとなっている。適合性の基準、契約適合性欠如の場合の救済手段及びその行使方法に関する契約上の他の主要素は、欧州議会及び理事会指令1999/44/EC⁴⁾による下限平準化の対象となる。加盟国は、EUの求める水

3) Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 304, 22.11.2011, p.64).

4) Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects

準を超えて、より高い水準の消費者保護を確保する準則を導入又は維持することが認められてきた。そうする際に、加盟国は、様々な要素について、様々な限度で行動してきた。そのため、指令1999/44/ECを国内法化する国内規定は、今日では、重要な要素、例えば救済手段の優先順位の存否について著しい相違を示す。

(7) 既存の相違は、事業者及び消費者に負の影響を及ぼす可能性がある。欧州議会及び理事会規則 (EC)593/2008⁵⁾によると、他の加盟国の消費者に向けて活動する事業者は、消費者の常居所国の強行的な消費者契約法準則を考慮しなければならない。これらの準則は加盟国によって異なるため、事業者は、追加的なコストを負担することがある。その結果、多くの事業者が、国内で取引を行い続けること、又はせいぜい1つか2つの加盟国に輸出することを選ぶ可能性がある。国境を越えた取引に伴うコスト及びリスクを最小限に抑えるこのような選択は、事業の拡大及び規模の経済の機会の喪失を導く。中小企業は、特に影響を受ける。

(8) 規則 (EC)593/2008を適用する結果として、消費者が外国から購入する際に高水準の保護を享受するにもかかわらず、法の断片化は、越境取引に対する消費者の信頼の程度にも負の影響を及ぼす。この信頼の欠如にはいくつもの要素が影響を及ぼすが、消費者の懸念のうち上位に位置するのは、契約上の主要な権利に関する不確実性である。この不確実性は、事業者が消費者に向けて国境を越えた活動をする場合に消費者が自己の加盟国の強行的な消費者契約法準則の保護を受けるかどうか、あるいは、消費者が自己の加盟国で事業活動を遂行しない事業者と国境を越えた契約を締結したかどうかとは無関係に存在する。

(9) 物品のオンライン売買がEUにおける越境的な売買の大多数を占めるとは言え、国内契約法の相違は通信売買経路を使う小売業者及び対面で売買する小売業者のいずれにも同等に影響を及ぼしており、国境を越えて拡大することを妨げる。この指令は、消費者に物品を販売するすべての事業者のための公平な競争の場を設けるために、あらゆる販売経路を対象とするべきである。この指令は、売買経路にわたって統一の準則を定めることで、EUで増加しつつある統合経路小売業者に不相当な負担を生じさせる相違を避けるべきである。あらゆる販売経路のために売買及び保証に関する一貫性のある準則を維持する必要は、委員会が2017年5月29日に公表した、消費者法及びマーケティング法のフィットネス・チェック（指令1999/44/ECも対象とするもの）で確認された。

(10) この指令は、物品売買契約（デジタル要素を伴う物品を含む。）に適用する準則のうち、域内市場における契約法に関連する障壁を乗り越えるのに必要な、契約の重要な要素に関するもの

of the sale of consumer goods and associated guarantees (OJ L 171, 7.7.1999, p.12).

5) Regulation (EC)No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I) (OJ L 177, 4.7.2008, p.6).

のみを対象とするべきである。そのためには、適合性の要件、物品が契約に適合しない場合に消費者が行使できる救済手段及びその行使方法の要点に関する準則を完全に平準化するべきであり、消費者保護の水準は、指令1999/44/ECのものとは比べて高められるべきである。消費者契約法のいくつか重要な要素に関する完全に平準化された準則は、事業者（特に中小企業）にとって、他の加盟国でその製品を供給することを容易にする。消費者は、高水準の消費者保護及び完全に平準化された重要な準則を通じた福祉利益を享受する。

(11) この指令は、指令2011/83/EUを補完する。指令2011/83/EUが主に契約締結前の情報提供についての要求事項、通信取引契約及び営業所外契約での撤回権並びに引渡し及び危険の移転に関する準則を定めるのに対し、この指令は、物品の適合性、適合性欠如の場合の救済手段及びその行使方法に関する準則を導入する。

(12) この指令は、この指令に定める意味における物品に該当する、有体の動産のみに適用するべきである。したがって、加盟国は、不動産（居住用建物等）及びその不動産の主要な部分を構成することが意図されたその主な構成要素の売買に関する契約を自由に規律することができるべきである。

(13) この指令並びに欧州議会及び理事会指令（EU）2019/770⁶⁾は、互いを補完するべきである。指令（EU）2019/770がデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給のための契約について一定の要求事項を定めるのに対し、この指令は、物品売買のための契約に関する一定の要求事項に関する準則を定める。これに応じて、消費者の期待に応え、かつ、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの事業者のために明確で簡潔な法的枠組みを確保するために、指令（EU）2019/770は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給（DVD、CD、USBスティック及びメモリー・カード等の有体の記録媒体で供給するものを含む。）及び有体の記録媒体が専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する場合の有体の記録媒体自体に適用する。反対に、この指令は、物品（機能するためにデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを必要とする、デジタル要素を伴う物品を含む。）の売買契約に適用する。

(14) この指令に定める「物品」という用語は、「デジタル要素を伴う物品」を含むものと理解するべきであるため、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの不存在が物品の機能を妨げる形でそのような物品に組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを含むものとして理解するべきである。物品に組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツは、デジタル形式で作成かつ供給するあらゆるデータ（オペレーティング・シ

6) Directive (EU)2019/770 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services (see page 1 of this Official Journal).

ステム、アプリケーションその他のソフトウェア等) であることができる。デジタル・コンテンツは、売買契約の締結時より前にインストールし、又は契約がそのように定める場合はその後でインストールすることができる。物品と相互に接続されたデジタル・サービスは、デジタル形式でのデータの作成、処理、記録若しくはこれへのアクセスを可能とするサービス(クラウド・コンピューティング環境で提供されるサービスとしてのソフトウェア、ナビゲーション・システムでの交通データの継続的な供給又はスマート・ウォッチの場合の個別に適応されたトレーニング・プランの継続的な供給等)を含むことができる。

(15) この指令は、物品(デジタル要素を伴う物品であって、組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの不存在が物品の機能を妨げ、かつ、デジタル・コンテンツ又はサービスがその物品に関する売買契約の下で物品と共に供給されるものを含む。)の売買契約に適用するべきである。組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給が売主との売買契約の一部を成すかどうかは、契約の内容に依るべきである。このことは、組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給が契約によって明示的に要求される場合を含む。また、同種の物品について通常のものであり、物品の性質に照らし、かつ、売主又は取引連鎖の前段階にいる他の者(生産者を含む。)による公的言明を考慮した場合に、消費者が合理的に期待できる特定のデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを含むと解することができる売買契約を含むべきである。例えば、スマート・テレビジョンが特定の動画アプリケーションを含むものとして広告された場合、その動画アプリケーションは売買契約の一部を成すものとみなされる。このことは、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが物品自体に事前にインストールされるのか、それとも事後的に他の機器にダウンロードしなければならないか、物品と相互に接続されるに過ぎないかを問わず適用するべきである。例えば、スマート・フォンは、アラーム・アプリケーション又はカメラ・アプリケーション等、売買契約の下で供給される、事前にインストールされた標準的なアプリケーションを含むことがある。想定することができる他の例としては、スマート・ウォッチが挙げられる。そのような場合、ウォッチ自体は、売買契約の下で供給されるアプリケーションとともにでなければ機能しないデジタル要素を伴う物品とみなされるが、アプリケーションは、消費者によってスマート・フォンにダウンロードされなければならない。この場合、アプリケーションは相互に接続されたデジタル要素である。このことは、組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが売主自身によって供給されないが、売買契約の下で第三者によって供給される場合にも適用するべきである。事業者及び消費者の双方にとって不確実性を避けるためには、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給が売買契約の一部を成すかどうかについて疑いが生じた場合は、この指令の準則を適用するべきである。また、組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給が一部を成す、売主と消費者との間の双務的な契約関係の確認は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを楽しむためには消費者が第三者とのライセンス契約に同意しなければならないことに

よって影響を受けるべきではない。

(16) 反対に、組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの不存在が、物品の機能を妨げない場合又は消費者がデジタル要素を伴う物品に関する売買契約の一部を成さないデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給のための契約を締結した場合は、売主が第三者である供給者とのその第2の契約の仲介者として行為し、指令（EU）2019/770の適用範囲に含むことが可能であるときでも、その契約は、物品の売買のための契約とは別個のものとなすべきである。例えば、消費者がアプリケーション・ストアからスマートフォンにゲーム・アプリケーションをダウンロードした場合には、ゲーム・アプリケーションの供給のための契約は、スマートフォン自体の売買契約とは別個のものである。したがって、この指令は、スマートフォンに関する売買契約のみに適用するべきであり、ゲーム・アプリケーションの供給は、指令（EU）2019/770の要件を満たす場合には指令の適用範囲に含まれる。他の例としては、消費者が特定のオペレーティング・システムのないスマートフォンを購入することを明示的に合意し、第三者によるオペレーティング・システムの供給のための契約を消費者が事後的に締結する場合が挙げられる。この場合、個別に購入するオペレーティング・システムは売買契約の一部を成さないため、この指令の適用範囲に含まれないが、指令（EU）2019/770の要件を満たす場合には、同指令の適用範囲に含まれることがある。

(17) この指令は、法的明確性を目的として、売買契約の定義を置き、その適用範囲を明確に定義するべきである。この指令の適用範囲は、まだ生産又は製造されていない（消費者の仕様書に基づく場合を含む）物品を対象とする契約も含むべきである。また、物品の取付けは、取付けが売買契約の一部を成し、売主によって又は売主の責任の下で行うべきである場合には、この指令の適用範囲に含まれることがある。契約が物品売買及び役務提供の双方の要素を含む場合には、契約全体がこの指令の適用における売買契約として分類できるかどうかは、国内法が決定するべきである。

(18) この指令は、これが関連する事項を規律しない限度において、特に物品の適法性、損害賠償及び一般契約法的な側面（契約の成立、有効性、無効又は効果等）について、国内法に影響を及ぼすべきではない。同じことは、契約解消の効果及びこの指令が規律しない修補又は交換に関する一定の側面に該当するべきである。自己の債務の履行の全部又は一部を、他方当事者が自己の債務を履行するまで留保する当事者の権利を規律する際には、加盟国は、消費者による代金の支払の留保に関する条件及び行使方法を、引き続き自由に規律することができるべきである。また、加盟国は、売主がこの指令に違反した結果として生じた損害の賠償に関する消費者の権利を、引き続き自由に規律することができるべきである。さらに、この指令は、特に消費者契約に関するものではなく、契約締結の時に明らかではなかった一定の種類 of 瑕疵について特定の救済手段を定める国内法準則、つまり隠れた瑕疵に関する売主の責任に関する特定の準則を定める国内法規

定に影響を及ぼすべきではない。加えて、この指令は、物品の適合性欠如の場合について、取引連鎖の前段階にいる者（生産者等）又はそのような者の義務を履行する他の者に対する、消費者のための契約外の救済手段を定める国内法規定に影響を及ぼすべきではない。

(19) この指令は、物品の適合性欠如が引渡しの後短期間内に明らかになった場合に、特定の救済手段の選択を消費者に認める加盟国の自由、つまり物品の引渡し後の短期間（30日間を超えない期間）内に瑕疵のある物品を拒絶し、かつ、契約の履行を拒み、又は直ちに交換すべき旨を請求する消費者の権利を定める国内法規定に影響を及ぼすべきではない。

(20) 加盟国は、契約締結に関連する売主の情報提供義務又は消費者に注意喚起する売主の義務（物品の一定の性質、消費者によって提供された材料の適合性又は消費者による特定の要求（ロングガウンの仕立てに特定の生地を使うことに関する消費者による要求等）に起因する不利益の可能性等）を、引き続き自由に規律することができるべきである。

(21) また、加盟国は、この指令の準則の適用を、この指令の適用範囲から除外される契約に拡張し、又はそのような契約を異なるように規律することが、引き続き自由にできるべきである。例えば、加盟国は、この指令が消費者に提供する保護を、この指令の適用における消費者ではない自然人又は法人（非政府機関、スタートアップ企業又は中小企業等）に拡張することが、引き続き自由にできるべきである。

(22) 消費者の定義は、自己の商業、工業、手工業又は自由専門職以外の目的で行動する自然人を含むべきである。しかし、加盟国は、契約が部分的にはその者の商業内に、そして部分的には商業外にある目的のために締結する、二重の目的を有する契約であって、商業目的が契約の全体的な文脈において支配的ではないほどに限定されるときに、その者を消費者とみなすかどうか、みなす場合にはどのような条件の下でそうするのかを決定することが、引き続き自由にできるべきである。

(23) この指令は、売主が消費者に物品の所有権を移転し、又は移転することを約する契約に適用するべきである。プラットフォーム提供者は、自己の事業に関係する目的で行動し、かつ、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給について消費者の直接の契約当事者である場合には、この指令における事業者とみなすことがある。加盟国は、この指令の下で事業者とみなすための要件を満たさないプラットフォーム提供者にこの指令の適用を拡張することが、引き続き自由にできるべきである。

(24) 法的確実性の必要性和法準則の適切な柔軟性との間の均衡をとるために、この指令において、ある者に対して又はある者が期待できることについて定める場合には、合理的に期待できる

ことについて定めると理解するべきである。合理性の基準は、契約の性質及び目的、その事案の事情並びに関係する当事者の慣習及び慣行を考慮して、客観的に評価するべきである。

(25) 消費者が物品に対して期待できること、及び期待されたものを引き渡すことができなかつた場合に売主が負う責任を明確化するためには、契約への適合性を判断するための準則を完全に平準化することが不可欠である。この指令における適合性への言及は、売買契約への物品の適合性を示すべきである。売買契約の当事者双方の正当な利益を保護するためには、適合性は、適合性に関する主観的要求事項及び客観的要求事項の双方に基づいて評価するべきである。

(26) したがって、物品は、売買契約で売主と消費者の間で合意された要求事項に適合するべきである。そのような要求事項は、他のものに加えて、物品の数量、品質、種類及び説明、特定の目的へのその適合性並びに合意された付属品及び説明書を伴う物品の引渡しを対象とすることができる。売買契約の要求事項は、指令2011/83/EUに従い、売買契約の構成部分を成す契約締結前の情報によるものを含むべきである。

(27) 機能性の概念は、物品が、その目的に照らして機能することができる方法を示すものと理解するべきである。相互運用性の概念は、物品が、同種の物品が通常使用されるハードウェア又はソフトウェアとは異なるものと機能することができるかどうか、できる場合にはどの程度そうできるのかに関係する。機能性が達成できた場合には、物品が、そのような他のソフトウェア又はハードウェアと情報交換し、かつ、交換された情報を使う能力を有する場合等が含まれる。

(28) 物品に組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが常に発展することに照らし、売主は、消費者と、そのような物品のための更新を供給することを合意することがある。売買契約で合意した更新は、物品のデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービス要素を改善及び強化し、その機能性を拡張し、これを技術展開に適応させ、セキュリティに関する新たな脅威からこれを保護し、又は他の目的に役立つことができる。したがって、物品に組み込まれ、又は物品と相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスへの物品の適合性は、そのような物品のデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの要素が売買契約に従い更新されたかどうかとの関係でも評価するべきである。売買契約で合意した更新の不供給は、物品の適合性欠如とみなすべきである。また、瑕疵ある又は不完全な更新は、そのような更新を売買契約に定めた方法で履行しなかつたことを意味することに照らすと、同じく物品の適合性欠如とみなすべきである。

[カライスコス アントニオス]

(29) 物品が契約に適合しているために、物品は、適合性の主観的要件を満たすだけでなく、さらに、この指令に定める客観的要件を満たすべきである。適合性〔の有無〕は、特に、同種の物

品が通常使用される目的、消費者が受領すると合理的に期待できる付属品及び説明書とともに物品が供給されるかどうか、又は売主が消費者に利用できるようにする見本若しくはひな型に物品が対応するかどうかを考慮して判断されるべきである。物品は、同種の物品にとって通常であり、かつ、消費者が合理的に期待できる品質及び特徴も備えるべきである。[その判断に当たって] 物品の性質に照らし、かつ、売主若しくは取引連鎖の前段階にいる他の者によって、又はこれらの者を代理して行われた公的言明を考慮する。

(30) 契約によって合意されたアップデートに加えて、売主は、デジタル要素を伴う物品が契約に適合し続けていることを確保するために、アップデート（セキュリティ・アップデートを含む。）も提供すべきである。売主の義務は、その物品にとって、この指令に定める適合性の主観的要件及び客観的要件によって適合性を維持するために必要なアップデート [の提供] に限定される。当事者が契約によって別段の定めをしたときを除き、売主は、物品のデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスのアップグレード版を提供する義務、又は適合性の要件を超えた物品の機能性を改善し、若しくは拡張する義務を負わない。売主又は売買契約に基づいてデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスを供給する第三者によって提供されたアップデートが、デジタル要素を伴う物品の適合性の欠如を生じさせる場合には、売主は、物品を再び契約に適合させる責任を負う。消費者は、提供されたアップデートをインストールするかどうか引き続き自由に選択できるべきである。しかし、デジタル要素を伴う物品にとってその適合性を維持するために必要なアップデートをインストールしないと消費者が決めた場合には、消費者は、その物品が契約に適合し続けていることを期待するべきではない。売主は、デジタル要素を伴う物品を契約に適合させるのに必要なアップデート（セキュリティ・アップデートを含む。）をインストールしないという消費者の決定が、そのアップデートが契約に適合した状態を保つのに必要とされているデジタル要素を含む物品の特徴の適合性に対する売主の責任に影響を及ぼすことを消費者に通知するべきである。この指令は、EU法又は国内法に定めるセキュリティ・アップデートを提供する義務に影響を及ぼすべきではない。

(31) 原則として、物品に組み込まれ又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが単一の供給行為によって供給されるデジタル要素を伴う物品の場合には、売主は引渡しの際に存在する適合性の欠如についてのみ責任を負う。しかし、売主がアップデートを提供する義務は、その物品のデジタル環境が常に変化するという事実を反映する。したがって、アップデートは、物品が引渡しの時と同じ方法で機能しうることを確保するために必要なツールである。さらに、従来の物品とは対照的に、デジタル要素を伴う物品は、売主の領域から完全に分離しているわけではない。なぜなら、売主又は売買契約に基づいてデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスを供給する第三者は、遠隔地から、通常はインターネットを経由して物品をアップデートすることができるからである。したがって、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが単一の供給行為によって供給される場合には、売主は、物品が引渡しの際に適合していた

としても、消費者が合理的に期待できる期間にわたってデジタル要素を伴う物品を契約に適合させるために必要なアップデートを提供する責任を負う。消費者がアップデートを受領すると合理的に期待できる期間は、物品及びデジタル要素の種類及び目的に基づいて、かつ、売買契約の状況及び性質を考慮して判断される。消費者は、通常であれば、少なくとも売主が適合性の欠如について責任を負う期間にわたってアップデートを受領すると期待するだろう。他方、場合によっては、消費者の合理的な期待が、特にセキュリティ・アップデートについてあり得るかもしれないが、その期間を超えることがある。その他の場合には、例えば、その目的が時間的に限定されたものであるデジタル要素を伴う物品について、売主がアップデートを提供する義務は、通常であれば、その時間に限定される。

(32) 物品についてより長い耐久性を確保することは、より持続可能な消費様式及び循環経済を達成するために重要である。これに対して、市場の監視を強化し、かつ、市場経済に関与する事業者者に適切なインセンティブを与えることで法令を遵守しない生産物をEU市場から排除することは、域内市場の機能化への信頼を強めるために不可欠である。これらの目的のために、生産物ごとに特化したEU立法は、耐久性及び生産物の特定の類型又はグループについて求められる生産物に関する他の要求事項を、この目的に適した基準を用いて採り入れるのに最も適切な手段である。したがって、この指令は、そのような生産物ごとに特化したEU立法において目指された目的を補完し、かつ、物品の適合性を判断するための客観的基準として耐久性を含む。この指令における耐久性は、物品が通常の使用によって必要とされる機能及び特徴を維持できることを示す。物品が契約に適合しているために、物品は、同種の物品にとって通常であり、かつ、消費者が合理的に期待できる耐久性を備えるべきである。[その判断に当たって] 特定の物品の性質（自動車の定期検査又はフィルター交換のような、物品の合理的な維持のために必要とされ、かつ可能なものを含む。）に照らし、かつ、取引連鎖のある段階にいる者によって、又はこの者を代理して行われた公的言明を考慮する。その判断は、物品の価格及び消費者による物品の使用の強度又は頻度のような他の状況のすべてを考慮する。さらに、耐久性に関する特定の情報が、売買契約の一部となる契約締結前の言明に示される場合には、消費者は、適合性の主観的要件の一部としてその言明に依拠することができる。

(33) この指令の下で、売主は、消費者に対して、引渡しの時に契約に適合している物品を引き渡す義務を負う。引渡しの時に存在した適合性の欠如が生じている場合には、売主は、物品を修補する義務を履行するために、予備部品を使用することがあるだろう。この指令は、適合性の客観的要件として、一定期間を通して予備部品の利用可能性を確保する義務を売主に課していないが、これは、売主、生産者又は取引連鎖のある段階をに在る他の者に対して、予備部品が利用可能であることを確保し、又はその利用可能性を消費者に通知することを義務づける国内法の規定に影響を及ぼすべきではない。

(34) 消費者が事実上使用することができる前に、多数の物品を取り付けなければならない。さらに、デジタル要素を伴う物品の場合には、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスのインストールは、通常であれば、消費者がその意図された目的に従ってその物品を使用することができるのに必要である。したがって、物品の誤った取付け（物品に組み込み、又は相互に接続するデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの誤ったインストールを含む。）を原因とする適合性の欠如は、その取付けが売主によって、又は売主の管理の下で行われた場合には、適合性の欠如とみなすべきである。消費者によって物品が取り付けられることが予定された場合、誤った取付けを原因とする適合性の欠如は、その取付けが消費者によって、又は消費者の責任の下で行われたかどうかに関係なく、誤った取付けが、取付けのための説明書が平均的消費者の使用を困難とさせる不完全なもの又は明確さの欠如のように、取付けのための説明書の不備によるものであった場合には、物品の適合性の欠如とみなすべきである。

(35) 適合性は、物質的な瑕疵と法的な瑕疵の両方に当てはまるものでなければならない。第三者の権利、特に知的財産権の侵害を原因とする制限は、契約に従った物品の使用を妨げ、又はこれを制限することがある。この場合において、加盟国は、消費者がこの指令に定める適合性の欠如に対する救済を求める権利を有することを確保すべきである。ただし、国内法が、この場合に契約の無効又は取消しを定めるときは、この限りでない。

(36) 例えば、中古品の売買に関連する準則において十分な柔軟性を確保するために、当事者が、この指令に定める適合性の客観的要件の適用を排除することができる。そのような排除は、消費者が、その排除について特別に通知を受けており、かつ、その他の言明又は合意とは別個に有効かつ明確な行為としてその排除について同意する場合のみに可能となる。

(37) 消費者及び売主の双方にとって法的確実性を高めるためには、物品の適合性が判断される時を明確に示すことが必要である。物品の適合性を判断するための基準時は、物品が引き渡される時である。これは、単一の供給行為によって供給されるデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスに組み込み、又は相互に接続する物品にも適用される。しかし、物品に組み込まれ、又は相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが、一定の期間にわたって継続的に供給されるときは、そのデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの適合性を判断するための基準時は、ある特定の時ではなく、引渡しの時から起算する一定の期間である。法的確実性を理由に、その期間は、売主が適合性の欠如について責任を負う期間と同じでなければならない。

(38) この指令は「引渡し」の意味を定めていない。その意味は、特に売主が物品を引き渡す義務を履行するために何をしなければならないのかという問題について、国内法に委ねられている。さらに、引渡しの時についてこの指令に定めることは、指令2011/83/EUに定められ、これに従

って加盟国法に国内法化された危険の移転に関する準則〔の適用〕を妨げない。

(39) デジタル要素を伴う物品は、物品の物理的部分が引き渡され、かつ、デジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスの単一の供給行為が行われ又は一定の期間にわたってデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスの継続的な供給が開始した時に、消費者に引き渡されたとみなすべきである。つまり、売主は、例えばリンクやダウンロード・オプションを提供することで、契約に従ってデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを消費者に使用できるようにするために、デジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービス、又は、これらをダウンロードし若しくはこれらにアクセスするために適した手段が、消費者の領域に到達し、かつ、さらなる行動が売主に何ら要求されないような方法で、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを消費者が使用又はアクセスできるようにもすべきである。したがって、適合性を判断する基準時は、物理的部分がより早く引き渡された場合には、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが供給される時である。結果的に、一方では、物理的部分についての責任期間の統一的な起算点が、他方では、デジタル要素についての責任期間の統一的な起算点が存在することが確保される。さらに、多くの場合において、消費者は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが供給される前に、物理的部分にある瑕疵に気づくことはできない。

(40) 物品が売主による取付けを必要とする場合には、取付けが完了する前に、消費者が物品を使用し、又は瑕疵に気づくことができないときがある。したがって、売買契約に基づいて、物品が売主によって、又は売主の責任の下で取り付けられる場合には、物品は、取付けが完了する時に消費者に引き渡されたとみなすべきである。

(41) 国境を越えた取引において売主にとっての法的確実性及び全消費者の信頼が存在することを確保するためには、消費者が、適合性を判断するための基準時に存在する適合性の欠如に対して救済を求める権利を有する期間を定めることが必要である。指令1999/44/ECを国内法化した際に、大多数の加盟国が2年の期間を定めたこと、及び、この期間が、実務上、市場参加者によって合理的な期間とみなされていることを考慮すれば、この期間は維持されるべきである。同じ期間がデジタル要素を伴う物品の場合にも適用される。ただし、契約が2年以上の継続的な供給を定めるときは、消費者は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが契約に基づいて供給される期間内に生じ、又は明らかになったデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの欠如に対する救済を求める権利を有する。国内法における消費者保護のレベルを高める柔軟性が加盟国に存在することを確保するために、加盟国は、売主の責任について、この指令に定めるものよりも長い期間を定めることが引き続き自由にできるべきである。

(42) 現行の国内法制度との一貫性を理由に、加盟国は、売主が特定の期間内に、場合によっては、期間制限とも重なる特定の期間内に明らかになった適合性の欠如について責任を負うこと、

又は、消費者の救済手段が期間制限に服するのみであることを定めることが引き続き自由にできるべきである。前者の場合には、加盟国は、売主の責任期間が、消費者の救済手段についての期間制限によって回避されないことを確保すべきである。したがって、この指令は、国内法で適用される期間制限の起算点を平準化するべきではないが、加盟国は、この期間が、売主が適合性の欠如について責任を負う期間内に明らかになった適合性の欠如について、消費者がこれに対する救済を求める権利を縮小しないことを確保すべきである。後者の場合には、加盟国は、消費者の救済手段に対する期間制限のみを維持し、又は導入することができる。このとき、売主に責任を負わせるために、適合性の欠如が明らかにならなければならない特定の期間を導入することはない。消費者が、この場合においても等しく保護されることを確保するために、加盟国は、期間制限のみが適用される場合には、少なくとも責任期間としてこの指令に定める期間内に明らかになった適合性の欠如について、消費者がこれに対する救済を求めることを引き続き認めることを確保すべきである。

(43) 特定の側面について、中古品の異なる取扱いは正当化される。2年又はそれ以上の責任期間又は期間制限は、通常であれば、売主及び消費者の双方の利益を調和させるが、これは、中古品についてはあり得ないかもしれない。したがって、加盟国には、当事者が、その物品の責任期間又は期間制限の短縮について合意できることが認められる。この問題を当事者間の契約上の合意に委ねることは、契約の自由を高め、かつ、消費者が中古品としての物品の性質についても責任期間又は期間制限の短縮についても通知を受けなければならないことを確保する。ただし、その契約によって合意された期間は、1年より短くしてはならない。

(44) この指令は、この指令に定める責任期間又は期間制限を停止し、又は中断することができる場合の条件を定めない。したがって、加盟国は、例えば、修補、取替え又は平和的な解決という見地から売主と消費者との間で交渉が生じている場合には、責任期間又は期間制限の停止又は中断を定めることができる。

(45) 1年間、又は、加盟国が2年を適用することを選択した場合には、2年間、消費者は物品が契約に適合していないことを証明するだけでよく、適合性を判断するための基準時に実際に適合性の欠如が存在したことを証明する必要はない。消費者の請求に対する反証を挙げるために、売主は、適合性の欠如がその時に存在しなかったことを証明する必要がある。さらに、場合によっては、適合性の欠如が適合性を判断するための基準時に存在したという推定は、物品の性質又は適合性の欠如の性質とは相容れないことがある。前者は、例えば、花のような腐敗しやすい生産物のような、もともと悪化しやすい物品、又は、たった1回の使用が意図されているにすぎない物品の場合に該当する。後者の例は、消費者による行動の結果又は物品が消費者に引き渡された後に生じた明らかな外的原因の結果であるにすぎない適合性の欠如である。デジタル要素を伴う物品の場合において、契約がデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの継続的な供給を定

めるときは、消費者は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが、適合性を判断するための基準となる期間にわたって契約に適合していなかったことを証明する必要はない。消費者の請求に対する反証を挙げるために、売主は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスがその期間にわたって契約に適合していたことを証明する必要がある。

(46) 加盟国には、消費者が自己の権利を享受するために、消費者が、売主に対して、適合性の欠如について、その適合性の欠如を発見した日から2か月以上の期間内に通知しなければならないことを定める規定を維持し、又はこれを導入することが認められる。加盟国には、消費者が、そのような義務を導入しないことによって、より高いレベルの保護を有することを確保することが認められる。

(47) 法的確実性を高めるために、かつ、域内市場を妨げる大きな障壁のひとつを取り除くために、この指令は物品の適合性の欠如に対して消費者が利用可能な救済手段及びそのような救済手段が行使される場合の条件を完全に平準化する。特に、適合性の欠如が生じた場合には、消費者は、物品を契約に適合させ、若しくは代金の比例的減額を受け、又は契約を解消する権利を有する。

(48) 物品を契約に適合させることについて、消費者は修補又は取替えとの間で選択をすることができる。消費者に修補請求を認めることができるのであれば、そのことが持続可能な消費を促し、かつ、生産物の耐久性の向上に寄与することになる。消費者による修補と取替えとの間の選択は、選択したオプションが、合法的に若しくは事実上不可能である場合、又は、利用可能であった他方のオプションと比べて不均衡である費用を売主に課す場合のみに制限される。例えば、軽いこすり傷を理由に物品の取替えを要求するのは、そのような取替えに莫大な費用がかかり、かつ、そのこすり傷を簡単に修補することができる場合には、不均衡である。

(49) 修補も取替えも売主には不可能である場合、又は、これらが売主に不均衡な費用を課す場合には、物品を契約に適合させることを拒絶することが認められる。修補も取替えも不可能であり、かつ、代替となる救済手段が売主に不均衡な費用を課す場合にも、同様のことが当てはまる。例えば、物品が、本来引き渡される場所とは異なる場所にある場合には、郵送費及び運送費が売主にとって不均衡になる。

(50) 適合性の欠如が明らかになった場合には、消費者は、そのことについて、売主に対して物品を契約に適合させる機会を与えるために、売主に通知しなければならない。売主は、合理的な期間内に物品を契約に適合させなければならない。したがって、消費者は、原則として、代金減額又は契約の解消を求める権利を即時に有するのではなく、売主に対して、適合しない物品を修補し、又は取り替える合理的な時間を与えなければならない。売主が、その期間内に物品を修補し、

又は取り替えなかった場合には、消費者は、これを待たずに代金減額又は契約の解消を請求し、獲得する権利を有する。〔寺川 永〕

(51) 修補又は取替えが適合性欠如に対する適切な救済を与えなかった場合、消費者は、代金を減額する権利又は契約解消する権利を有する。このことが特に当てはまるのは、売主が修補若しくは取替えを完了しなかった場合、若しくは完了しないことが状況から明らかである場合、又は、修補及び取替えのいずれも不能であること又はそれらが売主に不均衡な費用負担を生じさせることを理由に、売主が物品を契約に適合させることを拒んだ場合である。

(52) 一定の状況の下では、消費者が直ちに代金を減額させ又は契約を解消する権利を有することが正当化される。売主が物品を契約に適合させる措置を講じたにもかかわらず後になって適合性欠如が明らかになった場合において、売主が物品を再度契約に適合させる措置を消費者が受け入れるべきかどうかは、客観的に決定されるべきである。その判断に当たっては、当該事案のあらゆる事情（物品の種類や価値、適合性欠如の性質や重要性等）が考慮される。特に高価な又は複雑な物品については、売主が適合性欠如を救済する措置を再度講じることを認めることが正当化される。また、（同一の問題が2度発生した場合のように）売主が物品を契約に適合させる能力に対する信頼の維持を消費者に期待することができるかどうかも考慮される。さらに、一定の状況の下では、適合性欠如が非常に重大な性質を帯びているために、売主が物品を契約に適合させる能力に対して消費者が信頼を維持できないこともある。例えば、適合性欠如が消費者による物品の通常の使用に深刻な影響を及ぼしたために、売主による修補又は取替えが当該問題を救済すると信じることを消費者に期待することができないような場合である。

(53) 契約当事者の権利義務の間の均衡を保つために、消費者は、適合性欠如が軽微でない場合にのみ契約を解消する権利を享受するべきである。

(54) 加盟国は、債務者の履行を他の者が行うことができる条件、例えば、売主の物品修補債務を売主の費用負担で消費者又は第三者が履行することができる条件を規律することができる。

(55) 遅延のリスクから消費者を守るために、いかなる修補又は取替えも、合理的な期間内に首尾よく完了しなければならない。修補又は取替えを完了するために合理的であるとみなされる期間は、修補又は取替えを完了するために必要な、可能な限り最も短い期間に相当する。この期間は、物品の性質及び複雑さ、適合性欠如の性質及び程度、並びに修補又は取替えを完了するのに必要な努力を考慮して客観的に定められる。この指令を国内法化する際に、加盟国は、特に特定のカテゴリーの生産物について、修補又は取替えを完了するための合理的な期間の概念を解釈することによって、修補又は取替えにとって合理的であると一般的にみなすことができる確定した期間を定めることができる。

(56) この指令は、債務者の債務が履行されなければならない場所に関する定めを置かない。この指令は、したがって、引渡場所を指定することも修補又は取替えが行われるべき場所を定めることもしない。この問題は、各国法に委ねるべきである。

(57) 売主が取替えを行うことによって物品を契約に適合させる場合、消費者は、物品が取り替えられるまで物品の通常の使用の対価として代金を支払うよう義務づけられるべきではない。物品の使用は、それが物品の性質及び目的に従う限りにおいて、通常であるとみなされるべきである。

(58) 消費者が複数の物品を取得し、かつ、適合性の欠如が契約に基づいて引き渡された物品の一部のみにかかわる状況の下での契約解消権を消費者にとって実効的なものにするために、契約に適合する物品のみを保持することを消費者が受け入れることを合理的に期待することができないときは、消費者は、契約に適合しない物品とともに取得した他の物品についても、それらが契約に適合するかどうかにかかわらず、契約を解消する権利を有するべきである。

(59) 消費者が適合性の欠如に基づいて契約を解消する場合について、この指令は、解消権の主たる効果及び方法、特に当事者の受領物の返還義務に関する準則のみを定める。この場合において、売主は、消費者から受領した代金を償還する義務を負い、消費者は物品を返還しなければならない。

(60) この指令は、加盟国が契約解消の結果について規律する自由を妨げない。ただし、この指令が定める事項（物品の減価や毀損又は滅失の結果等）は、この限りでない。加盟国は、消費者に代金を償還する方法（代金償還に用いる手段や償還の結果場合により生じる費用・手数料に関する方法等）を規律することができる。加盟国は、例えば、代金の償還又は物品の返還のための期限を定める自由を有する。

(61) 売主の損害賠償責任を認める原則は、売買契約の本質的な要素である。したがって、消費者は、この指令の売主の不履行によって惹起された被害（適合性の欠如の結果として被った損害を含む。）に対して賠償を求める権利を有するべきである。この賠償は、物品が契約に適合していたならば消費者が置かれた地位にできる限り近づけることを内容とする。このような損害賠償請求権の存在はすべての加盟国において既に確保されているから、この指令はそれらの準則に違反したことによって生じる被害に対する消費者の賠償請求に関する各国法〔の適用〕を妨げない。加盟国はまた、修補若しくは取替えが著しい不便を惹き起こした又は修補若しくは取替えが遅延した状況に対する消費者の賠償請求権を自由に規律することができる。

(62) 透明性を確保するために、約定保証に関する要件のうち一定のものについては、指令2011/83/EUが定める約定保証の存否及び条件に関する契約締結前の情報提供に関する諸要件と平仄が合

う形で定めなければならない。さらに、法的確実性を改善し、かつ、消費者が誤認することを避けるために、この指令は、関連広告に含まれる約定保証の条件が保証表示に含まれる条件よりも消費者にとって有利である場合に、より有利な条件が優先することを定める。最後に、この指令は、保証表示の内容及び保証表示を消費者が利用できるようにする方法に関する準則を定める。例えば、保証表示は、約定保証の文言を含まなければならない、法定の適合性保証が約定保証による影響を受けないことを記載しなければならない。その趣旨は、約定保証の文言が法定の適合性保証に追加される約束であることを明確にすることにある。加盟国は、この指令が規律対象としていない、約定保証のその他の側面（保証義務者以外の債務者を約定保証に加えること等）に関する準則を自由に定めることができる。ただし、これらの準則は、この指令の、約定保証に関する完全平準化すべき規定が消費者に与える保護を消費者から奪うものであってはならない。加盟国は、約定保証が費用を負担することなく提供されなければならないことを自由に定めることができる。しかし、売主又は生産者がした約束がこの指令が定める約定保証の定義にあてはまる場合には、加盟国は、その約束がこの指令の平準化すべき準則に従うことを確保しなければならない。

(63) 売主が消費者に対して売主又は第三者の作為又は懈怠に起因する物品の適合性欠如について責任を負うことを考慮すれば、売主は、取引連鎖上にいる責任者に対して救済手段を求償することができるべきである。それらの救済手段は、デジタル要素を伴う物品を契約に適合させ続けるために必要であったアップデート（セキュリティ・アップデートを含む。）の懈怠に起因する適合性欠如についての責任を含む。ただし、この指令は、売主と取引連鎖上にいる他の者との間の契約自由の原則に影響を及ぼすべきではない。この権利を行使するための細則、特に救済手段を求償する相手方及びその方法、これらの救済手段が強行性を帯びているかどうかについては、加盟国が定めるべきである。この指令は、消費者が取引連鎖の前段階にいる者に対して直接請求することができるかどうかという問題について規律するべきではない。ただし、生産者が消費者に対して物品のための約定保証を申し入れる場合は、この限りでない。

(64) 各国法によって消費者の契約上の権利を保護することについて正当な利益を有するとみなされる個人又は団体に対しては、裁判所に、又は、申立てに対して決定を下し若しくは適切な法的手続を開始する権限を有する行政機関に訴えを提起する権利を与えるべきである。

(65) この指令のいかなる規定も、国際私法上の準則、特に欧州議会及び理事会規則（EC）No 593/2008、欧州議会及び理事会規則（EU）No 1215/2012⁷⁾の適用を妨げない。

7) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (OJ L 351, 20.12.2012, p.1).

(66) 指令1999/44/ECは、廃止する。廃止の日は、この指令の国内法化の期日と同一とする。この指令を遵守するために加盟国が必要とする法律、命令及び行政規則が国内法化の期日より後に締結された契約と同一の仕方でも適用されることを確保するために、この指令は、指令の国内法化の期日より前に締結された契約には、適用しない。

(67) 欧州議会及び理事会規則（EU）2017/2394⁸⁾の附属書は、この指令の実効性確保に関する越境協力を容易にするために、この指令への参照を置くように修正すべきである。

(68) 欧州議会及び理事会指令2009/22/ECの附属書I⁹⁾は、この指令に定める消費者の集団的利益が保護されることを確保するために、この指令への参照を置くように修正すべきである。

(69) 加盟国及び委員会による説明文書に関する2011年9月28日の政治共同宣言¹⁰⁾に従って、加盟国は、理由がある場合において、その国内法化措置の通知に、指令の各部分とこれを国内法化した各国法の対応部分との関係を説明する1つ又は複数の文書を添付することを約した。この指令に関しては、立法者は、これらの文書を送付する理由があると考えられる。

(70) この指令の目的（すなわち、EU内における越境物品売買に対する契約法関連の障壁を一貫した仕方でも除去することによって域内市場の機能化に寄与すること。）は、加盟国によっては十分に達成することができず（個々の加盟国は、自国の法と他国の法の一貫性を確保することによって、既存の断片化した法的枠組みを改良する立場にはない。）、むしろ完全平準化を通じて契約法関連の主な障壁を除去することによってEUレベルでよりよく達成できるものであるから、EUは、EU条約第5条に定める補充性原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例性原則に従い、この指令は、前掲の目的を達成するために必要な範囲を超えるものではない。

(71) 委員会は、施行から5年後にこの指令の適用（特に、救済手段、証明責任—中古物品や公開の競り売りで売却された物品も含む—、及び生産者の耐用性約定保証に関する規定を含む。）を見直すことが望ましい。委員会は、この指令及び指令（EU）2019/770の適用がEU政策を支配する諸原則に従い、デジタル・コンテンツ、デジタル・サービス、及びデジタル要素を伴う物品に関する調和しかつ一貫した法的枠組みを確保しているかどうかについて検討すべきである。

8) Regulation (EU) 2017/2394 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2017 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws and repealing Regulation (EC) No 2006/2004 (OJ L 345, 27.12.2017, p.1).

9) Directive 2009/22/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on injunctions for the protection of consumers' interests (OJ L 110, 1.5.2009, p.30).

10) OJ C 369, 17.12.2011, p.14.

(72) この指令は、特に欧州連合基本権憲章、とりわけ同憲章第16条、第38条及び第47条が承認する基本的権利を尊重し、原則を遵守する。

以下の指令を採択した。

[馬場圭太]

第1条 規律対象及び適用範囲

この指令は、売主と消費者との間で締結された売買契約について一定の要求事項（特に物品の契約への適合性、適合性が欠如した場合の救済手段、救済手段の行使方法及び約定保証）に関する共通の準則を定めることで、高水準の消費者保護を提供しつつ、域内市場の適切な機能に資することを目的とする。

第2条 定義

この指令の適用については、次に掲げる定義を適用する。

- (1) 「売買契約」とは、売主が消費者に物品の所有権を移転し、又は移転することを約し、消費者がこれに対しその代金を支払い、又は支払うことを約する契約をいう。
- (2) 「消費者」とは、この指令の適用を受ける契約において、自己の商業、工業、手工業又は自由専門職以外の目的で行動する自然人をいう。
- (3) 「売主」とは、この指令の適用を受ける契約において、自己の商業、工業、手工業又は自由専門職に関する目的で行動する（その者の名において又はその者のために行動する者を通じる場合を含む。）自然人又は公私の別を問わない法人をいう。
- (4) 「生産者」とは、物品の製造者、欧州連合への物品の輸入者又は物品に自己の氏名、商標その他の識別記号を表示した者をいう。
- (5) 「物品」とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 有体の動産。水、ガス及び電気は、体積を限り、又は量を定めて売買に供する場合には、この指令の適用について物品であるものとみなす。
 - (b) デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを組み込み、又はこれと相互に接続された有体の動産であって、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの不存在がその物品の機能を妨げるもの（「デジタル要素を伴う物品」）
- (6) 「デジタル・コンテンツ」とは、デジタル形式で作成かつ供給するデータをいう。
- (7) 「デジタル・サービス」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) 消費者がデジタル形式でデータを作成、処理若しくは記録し、又はデータにアクセスすることを可能とするサービス
 - (b) 消費者又はそのサービスの他のユーザーがアップロード又は作成したデジタル形式のデータの共有その他の相互作用を可能とするサービス
- (8) 「互換性」とは、物品が、物品、ハードウェア又はソフトウェアを転換することを要すること

なく、同種の物品が通常使用されるハードウェア又はソフトウェアと機能することができることをいう。

- (9) 「機能性」とは、物品が、その目的に照らして機能することができることをいう。
- (10) 「相互運用性」とは、物品が、同種の物品が通常使用されるハードウェア又はソフトウェアとは異なるものと機能することができることをいう。
- (11) 「持続的記録媒体」とは、消費者又は売主が、自己に個人的に宛てられた情報を、将来参照するためにアクセスすることができる形で、その情報の目的に照らして相当な期間について記録し、かつ、記録した情報を元のまま再現することを可能とする手段をいう。
- (12) 「約定保証」とは、売主又は生産者（保証義務者）が、消費者に対して、適合性の保証に関する売主の法定の義務に加えて、物品が、契約を締結した時又は締結する前に入手することができた保証表示又は関連する広告に示した、適合性に関しない仕様その他の要求事項に合致しない場合には、支払われた代金を返還し、又は物品を取り替え、若しくは修補することを約することをいう。
- (13) 「耐久性」とは、求められる機能及び動作を通常の使用において維持することができる物品の能力をいう。
- (14) 「費用を負担することなく」とは、物品を適合させるために必要となる費用（特に郵送、運搬、労務及び材料に関するもの）を負担しないことをいう。
- (15) 「公開の競り売り」とは、競売人による透明かつ競争的な入札手続を通じて、自ら競り売りに参加し、又は参加する機会を与えられた消費者に対して、売主が物品又は役務を提供し、落札者がその物品又は役務を購入する義務を負う売却方法をいう。

第3条 適用範囲

1. この指令は、消費者と事業者との間の売買契約に適用する。
2. 製造又は生産する物品の供給に関して消費者と事業者との間で締結した契約は、この指令の適用については、売買契約とみなす。
3. この指令は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給に関する契約には、適用しない。ただし、この指令は、第2条(5)(b)の意味における、物品に組み込まれ、又は物品と相互に接続されたデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスであって、売買契約に従い物品と共に供給されるものについては、そのデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが売主又は第三者のいずれによって供給されるのかを問わず、適用する。組み込まれ、若しくは相互に接続されたデジタル・コンテンツ又は組み込まれ、若しくは相互に接続されたデジタル・サービスが売買契約の一部を構成するかどうかについて疑いが生じた場合には、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスは、売買契約の適用を受けるものと推定する。
4. この指令は、次に掲げる事項には適用しない。
 - (a) 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体の媒体
 - (b) 執行その他の司法機関による方法で売却する物品

5. 加盟国は、この指令の適用範囲から、次に掲げるものの売却に関する契約を除外することができる。

(a) 公開の競り売りで売却する中古の物品

(b) 生体動物

(a)に定める場合においては、この指令に基づく権利が適用されないことについて明確かつ分かりやすい情報を消費者に対して容易に入手可能にしなければならない。

6. この指令は、これが規定しない限りにおける契約の成立、有効性、無効若しくは効果（契約解消の結果を含む。）に関する規定等の一般契約法の側面又は損害賠償請求権を規律する加盟国の自由に影響を及ぼさない。

7. この指令は、引渡しの後30日を超えない期間内に物品の適合性の欠如が明らかになった場合において、特定の救済手段を選ぶことを消費者に求めることに関する加盟国の自由に影響を及ぼさない。また、この指令は、売買契約を締結した時に明らかではなかった一定の種類 of 瑕疵について特定の救済手段を提供するものである、消費者契約に限定されない国内法準則に影響を及ぼさない。

第4条 平準化の水準

加盟国は、この指令に定める規定と異なる規定（異なる消費者保護の水準を確保するより厳格な又はより厳格でない規定を含む。）を維持又は導入しないものとする。ただし、この指令に別段の定めがあるときは、この限りでない。

[カライスコス アントニオス]

第5条 物品の適合性

売主は、消費者に対して第6条、第7条及び第8条に定める要件を満たす物品を引き渡さなければならない。場合により、第9条 [の適用] を妨げない。

第6条 適合性の主観的要件

売買契約に適合するためには、物品は、場合により、特に次に掲げる事項のすべてを満たさなければならない。

(a) 売買契約によって要求された記述、種類、数量、品質を有し、かつ、機能性、互換性、相互運用性その他の特徴を有すること。

(b) 消費者が物品に求める特別の目的であって、遅くとも売買契約締結時に事業者へ通知し、かつ、この目的について事業者が受け入れたものに適合していること。

(c) 売買契約に定められた付属品、説明書（インストールに関するものを含む。）とともに引き渡されること。

(d) 売買契約に定められたようにアップデートとともに供給されること。

第7条 適合性の客観的要件

1. 物品は、適合性の主観的要件に加えて、次に掲げる事項のすべてを満たさなければならない。
 - (a) 同種の物品が通常使用される目的に適合していること。[その判断に当たって] 場合により、現行の欧州連合法及び国内法、技術規格、又は、技術規格が存在しない場合には、その産業について適用可能な分野ごとに特化した自主行動規準を考慮する。
 - (b) 場合により、売主が契約締結前に消費者に利用できるようにする見本又はひな型の品質を有し、かつ、その記述に対応していること。
 - (c) 場合により、消費者が受け取れることを合理的に期待することができる付属品（梱包、インストールのための説明書その他説明書を含む。）とともに引き渡されること。
 - (d) 数量、品質及び他の特徴（耐久性、機能性、相互運用性及びセキュリティとの関連を含む。）を備えており、かつ、これらが同種の物品にとって通常であり、消費者が合理的に期待できるものであること。[その判断に当たって] 物品の性質に照らし、かつ、売主若しくは取引連鎖の前段階にいる他の者（生産者を含む。）によって又はこれらの者を代理して行われた公的言明であって、特に広告またはラベルに示されるものを考慮する。
2. 売主は、売主が次に掲げる事項のいずれかを証明したときは、1. (d) に掲げる公的言明に拘束されない。
 - (a) 売主がその公的言明を知らず、かつ、合理的に知ることができなかつたこと。
 - (b) 契約締結時まで、契約が締結されたのと同じ方法で又はこれに相当する方法で公的言明が修正されたこと。
 - (c) 物品を購入する決定が、公的言明によって影響を受けなかつたこと。
3. デジタル要素を伴う物品の場合には、売主は、次に掲げるいずれかの期間中に、物品を適合した状態を保つのに必要なアップデート（セキュリティ・アップデートを含む。）について消費者が通知を受け、かつ、その供給を受けることを確保しなければならない。
 - (a) 消費者が合理的に期待できる期間。[その判断に当たって] 物品及びデジタル要素の種類及び目的に照らし、かつ、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの単一の供給行為又は連続する個別の供給行為を売買契約が定める場合には、その契約の状況及び性質を考慮する。
 - (b) 場合により、一定の期間にわたる継続的なデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給を売買契約が定める場合には、第10条2.又は5.に定める期間
4. 消費者が合理的な期間内に3.に従って供給されるアップデートをインストールできない場合において、次に掲げる事項のすべてを満たすときは、売主はそのアップデートの欠如を唯一の原因とする適合性の欠如について責任を負わない。
 - (a) 売主が、消費者に対してアップデートが利用可能であること及び消費者がアップデートをインストールしないことから生じる結果について通知したこと。
 - (b) 消費者がアップデートをインストールしないこと又は消費者が誤ってそれをインストールすることが、消費者に提供されたインストールのための説明書の不備によるものではな

かったこと。

5. 売買契約の締結時に、物品の特定の特徴が1.又は3.に定める適合性の客観的要件を満たさないことについて消費者に特別に通知され、かつ、売買契約の締結時に消費者がそのことについて明示的にかつ別個に同意した場合には、1.又は3.の意味における適合性の欠如はないものとする。

第8条 物品の誤った取付け

物品の誤った取付けを原因とする適合性の欠如は、次に掲げるいずれかのときには、物品の適合性の欠如であるものとみなす。

- (a) 取付けが売買契約の一部となり、かつ、売主によって又は売主の責任の下で行われたとき。
- (b) 消費者によって行われることが予定された取付けが消費者によってなされ、かつ、誤った取付けが、売主が提供する取付けのための説明書又は、デジタル要素を伴う物品の場合には、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの売主若しくは供給者が提供する取付けのための説明書の不備によるとき。

第9条 第三者の権利

第三者の権利、特に知的財産権の違反を原因とする制限が、第6条及び第7条に従って物品を使用することを妨げ、又はその使用を制限する場合には、加盟国は、消費者が、第13条に定める適合性の欠如に対する救済を求める権利を有することを確保しなければならない。ただし、国内法が、この場合において売買契約の無効又は取消しを定めるときは、この限りでない。

第10条 売主の責任

1. 売主は、消費者に対して、物品が引き渡された時に存在し、かつ、その時から2年以内に明らかになった適合性の欠如について責任を負う。この項は、第7条3.にかかわらず、デジタル要素を伴う物品にも適用する。
2. デジタル要素を伴う物品の場合において、一定の期間にわたって継続するデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給を売買契約が定めるときは、売主は、デジタル要素を含む物品が引き渡された時から2年以内に生じ、又は明らかになったデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスの適合性の欠如についても責任を負う。2年以上にわたって継続する供給を契約が定める場合には、売主は、デジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスが売買契約に基づいて供給される期間内に生じ、又は明らかになったデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスの適合性の欠如について責任を負う。
3. 加盟国は、1.及び2.に掲げる期間制限よりも長い期間制限を維持し、又はこれを導入することができる。
4. 第13条に定める救済手段が各国法の下で期間制限に服する場合には、加盟国は、この期間制限があったとしても、売主がこの条の1.及び2.に従って責任を負い、かつ、この条の1.及び2.に

掲げる期間内に明らかになった適合性の欠如について、消費者が第13条に定める救済手段を行使できることを確保しなければならない。

5. この条の1.及び2.にかかわらず、加盟国は、第13条に定める救済手段のための期間制限のみを維持し、又はこれを導入することができる。加盟国は、この期間制限があったとしても、売主がこの条の1.及び2.に従って責任を負い、かつ、この条の1.及び2.に掲げる期間内に明らかになった適合性の欠如について、消費者が第13条に定める救済手段を行使できることを確保しなければならない。
6. 加盟国は、中古品の場合には、売主と消費者が、1.、2.及び5.に掲げる期間より短い責任期間又は期間制限を含む契約条項又は合意を約することができることを定めることができる。ただし、その期間は、1年を下回ってはならない。

第11条 証明責任

1. 物品が引き渡された時から1年以内に明らかになった適合性の欠如は、物品が引き渡された時に存在したものと推定する。ただし、別段の証明がされたとき又はその推定が物品の性質若しくは適合性の欠如の性質と相容れないときは、この限りでない。この項は、デジタル要素を伴う物品にも適用する。
2. 加盟国は、1.に定める1年に代えて、物品が引き渡された時から2年の期間を維持し、又はこれを導入することができる。
3. デジタル要素を伴う物品の場合において、一定の期間にわたって継続するデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給を売買契約が定めるときは、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが第10条2.に掲げる期間内に適合していたかどうかについての証明責任は、同条2.に掲げる期間内に明らかになった適合性の欠如については、事業者が負う。

第12条 通知義務

加盟国は、消費者が自己の権利を享受するために、適合性の欠如を発見した日から少なくとも2か月の期間内に、消費者がそれを売主に通知しなければならないことを定める規定を維持し、又はこれを導入することができる。

〔寺川 永〕

第13条 契約適合性の欠如に対する救済手段

1. 契約適合性が欠如する場合に、消費者は、この条に定める要件の下で、物品を適合させ、若しくは代金の比例的減額を受け、又は契約を解消する権利を有する。
2. 物品を適合させるために、消費者は、修補か取替えを選択することができる。ただし、選択された救済手段が不能であるとき、又は、他方の救済手段と比べて売主に不均衡な費用を生じさせるときは、この限りでない。〔その判断に当たって〕次に掲げることを含むあらゆる事情を考慮する。

- (a) 契約適合性の欠如が存在しなければ、物品が有した価値
 - (b) 契約適合性の欠如の重要性
 - (c) 消費者に著しい不便を与えることなく、他の救済手段を提供することができたかどうか。
3. 修補及び取替えが不能であるとき、又は、売主に不均衡な費用を生じさせるときは、売主は、物品を適合させることを拒むことができる。[その判断に当たって] 2. (a) 及び (b) に掲げることを含むあらゆる事情を考慮する。
4. 消費者は、次に掲げるいずれかの場合に、第15条に従った代金の比例的減額又は第16条に従った売買契約の解消を求める権利を有する。
- (a) 売主が修補若しくは取替えを完了しなかった、若しくは、場合により、第14条2. 及び3. に従って修補若しくは取替えを完了しなかった場合、又は、売主がこの条の3. に従って物品を適合させることを拒んだ場合
 - (b) 売主が物品を適合させようと試みたにもかかわらず、適合性の欠如が明らかになった場合
 - (c) 即時の代金減額又は売買契約の解消を正当化するほどに適合性の欠如が重大である場合
 - (d) 売主が合理的な期間内に若しくは消費者に著しい不便を与えることなく物品を適合させないことを宣言した又は状況からそれが明らかである場合
5. 契約適合性の欠如が軽微でしかない場合には、消費者は、契約を解消する権利を有しない。契約適合性の欠如が軽微であるかどうかについての証明責任は、売主が負う。
6. 消費者は、売主がこの指令に基づく売主の諸義務を履行するまで、未払い代金又はその一部の支払を停止する権利を有する。加盟国は、消費者が支払停止権を行使する条件及び方法を定めることができる。
7. 加盟国は、適合性の欠如への消費者の寄与が消費者の救済への権利に影響を及ぼすかどうか、及びその範囲について規律することができる。

第14条 物品の修補又は取替え

1. 修補又は取替えは、次に掲げる要件を満たして行わなければならない。
- (a) 費用を負担させないこと。
 - (b) 売主が消費者から適合性の欠如について通知を受けた時から合理的な期間内に行うこと。
 - (c) 物品の性質及び消費者が物品に求めた目的を考慮して、消費者に著しい不便を与えないこと。
2. 適合性の欠如が物品の修補又は取替えによって救済される場合には、消費者は、売主がその物品を用いることができるようにしなければならない。売主は、売主の費用において、取り替えられた物品を引き取らなければならない。
3. 適合性の欠如が明らかになる前にその性質及び目的に従った方法で取り付けられた物品を取り外すことが修補するために必要である場合又はその物品を取り替える予定である場合には、物品を修補し、又は取り替える義務は、適合しない物品の取外し及び代替品若しくは修理品の取付け、又は、その取外し若しくは取付けの費用の負担を含むものとする。

4. 消費者は、取替えに先立つ期間に行われた代替品の通常使用に対して支払をする責任を負わない。

第15条 代金減額

代金の減額は、消費者が受領した物品の価値が、契約に適合していたならば物品が有した価値と比べて減少した割合に比例しなければならない。

第16条 売買契約の解消

1. 消費者は、売買契約を解消する決定を示す言明を売主に対してすることによって売買契約を解消する権利を行使しなければならない。
2. 適合性の欠如が売買契約に基づいて引き渡された物品の一部のみにかわり、かつ、第13条に従って売買契約を解消する理由がある場合において、契約に適合する物品のみを保持することを消費者が受け入れることを合理的に期待することができないときは、消費者は、契約に適合しない物品及び消費者が契約に適合しない物品とともに取得したその他の物品についてのみ売買契約を解消することができる。
3. 消費者が売買契約に基づいて引き渡された物品の全部について又は、2.に従って、その一部について売買契約を解消する場合には、次に掲げることを行わなければならない。
 - (a) 消費者は、売主の費用において、その物品を売主に返還すること。
 - (b) 売主は、物品を受領した後又は消費者が提出した物品返送の証拠を受領した後直ちに、その物品に対して支払われた代金を消費者に償還すること。加盟国は、この項の適用について、返還及び償還の方法を定めることができる。

第17条 約定保証

1. 約定保証は、約定保証表示及び契約締結時又は締結前に利用することができた関連広告が定める条件で保証義務者を拘束する。この条に定める条件で、かつ、EU法又は各国法のその他すべての適用可能な規定〔の適用〕を妨げることなく、生産者が消費者に対して一定の物品について一定の期間にわたる耐用性約定保証を申し入れる場合には、生産者は、消費者に対し、直接責任を負い、それは第14条に定める物品の修補又は取替えのための耐用性約定保証の全期間に及ぶ。生産者は、消費者に対し、耐用性約定保証表示においてより有利な条件を申し入れることができる。

約定保証表示に掲げる条件が関連広告に掲げる条件よりも消費者にとって有利でない場合には、約定保証は、約定保証に関連する広告が定める条件で〔保証義務者を〕拘束する。ただし、契約締結前に、関連広告が行われたのと同じ方法で又はこれに相当する方法で修正されたときは、この限りでない。
2. 約定保証は、遅くとも物品の引渡時まで、持続的記録媒体を用いて消費者に交付されなければならない。約定保証表示は、平明で分かりやすい言葉で表現しなければならない。約定保

証表示は、次に掲げる内容を含まなければならない。

- (a) 物品の適合性が欠如する場合に、費用を負担することなく売主から法律上の救済を受ける権利を有すること及びその救済手段が約定保証によって影響を受けないことの明確な言明
 - (b) 保証義務者の名称及び宛先
 - (c) 約定保証を実施してもらうために消費者がとるべき手続き
 - (d) 約定保証が適用される物品の指定
 - (e) 約定保証の文言
3. 2.の不遵守は、保証義務者に対する約定保証の拘束力に影響を及ぼさない。
4. 加盟国は、この指令が規律しない、約定保証に関する他の側面に関する準則（消費者が利用できるようにするために約定保証表示において用いる1つ又は複数の言語に関する準則を含む。）を定めることができる。

第18条 求償権

売主が、消費者に対し、取引連鎖の前段階にいる者による行為又は懈怠（デジタル要素を伴う物品に対して第7条3.に定めるアップデートを提供しないことを含む。）に起因する適合性の欠如について責任を負う場合には、売主は、取引連鎖上にいる1人又は複数の責任者に対して救済手段を求償することができる。売主が救済手段を求償することができる相手方並びに該当する訴権及び行使条件は、各国法が定める。

第19条 実効性確保

1. 加盟国は、この指令の遵守を確保するために、相当かつ効果的な手段が存在することを確保しなければならない。
2. 1.に掲げる手段は、この指令を国内法化する各国の規定が適用されることを確保するために、国内法が定める次に掲げる機関の1つ又は複数が、裁判所又は担当行政機関に各国法に基づいて提訴することを認める規定を含む。
 - (a) 公的機関又はその代表者
 - (b) 消費者を保護することについて正当な利益を有する消費者団体
 - (c) 提訴することについて正当な利益を有する事業者団体

第20条 消費者情報

加盟国は、この指令に定める消費者の権利及びこの権利を実現する手段に関する情報が消費者にとって利用可能であることを確保する適切な措置を講じなければならない。

第21条 強行性

1. この指令に別段の定めがある場合を除き、消費者が売主の注意を物品の適合性の欠如に向けるとき、消費者に不利になるように、この指令を国内法化する各国の諸措置の適用を排除し、

これらを制限し、又はその効果を変更する契約条項は、消費者を拘束しない。

2. この指令は、売主が消費者に対し、この指令に定める保護を超える契約条項を申し入れることを妨げない。

第22条 規則（EC）2017/2394及び指令2009/22/ECの修正

- （1）規則（EC）2017/2394の附属書の3.を、次の文言に置き換える。

「3.規則（EU）2017/2394及び指令2009/22/ECを修正し、指令1999/44/ECを廃止する、2019年5月20日の物品売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（EU）2019/771（OJ L 136, 22.5.2019, p.28）。」

- （2）指令2009/22/ECの附属書Iの7.を、次の文言に置き換える。

「7.規則（EU）2017/2394及び指令2009/22/ECを修正し、指令1999/44/ECを廃止する、2019年5月20日の物品売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（EU）2019/771（OJ L 136, 22.5.2019, p.28）。」

第23条 指令1999/44/ECの廃止

指令1999/44/ECは、2022年1月1日から廃止する。

廃止した指令への参照は、この指令への参照とみなし、附属書に掲げる対照表に照らして読み替える。

第24条 国内法化

1. 加盟国は、2021年7月1日までに、この指令の遵守に必要な措置を可決し、公布する。加盟国は、そのことを直ちに委員会に通知しなければならない。

加盟国は、2022年1月1日から、これらの措置を適用する。

加盟国がこれらの措置を可決した場合には、これらの措置がこの指令への参照を置くか、又は、官報掲載の際に指令への参照を付するものとする。いずれの方法によって参照するかは、加盟国が決定するものとする。

加盟国は、この指令が適用される領域について可決した国内法の規定の法文を委員会に通知しなければならない。

2. この指令の規定は、2022年1月1日以前に締結した契約には適用しない。

第25条 見直し

委員会は、遅くとも2024年6月12日までに、この指令（救済手段及び証明責任に関する規定（中古物品及び公開の競り売りで売却された物品に関するものを含む。）並びに耐久性に関する製造者の約定保証を含む。）の適用を見直し、欧州議会、理事会及び欧州経済社会評議会に報告書を提出しなければならない。報告書は、特に、この指令及び指令（EU）2019/770の適用が、EU政策を支配する諸原則に従い、デジタル・コンテンツ、デジタル・サービス、及びデジタル要素を伴う

物品に関する域内市場の適切な機能のための、調和しかつ一貫したフレームワークを確保したかどうかについて検討するものとする。報告書は、場合により、立法提案を付するものとする。

第26条 発効

この指令は、欧州連合官報に掲載した日から20日後に発効する。

ただし、第22条は、2022年1月1日から適用する。

第27条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2019年5月20日にブリュッセルで作成した。

欧州議会議長 A. TAJANI

理事会議長 G. CIAMBA

〔馬場圭太〕

〔付記〕本研究は、JSPS 科研費18K01378および18K12693の助成による研究成果の一部である。